

令和8年度 事務事業評価シート（1）

〔 令和7年度事務事業 〕

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業	
事務事業名	障害者扶養共済制度				事業番号	011-160	
担当部署名	健康福祉局	局	障害福祉部	部	障害支援課	課	

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本計画2025	施策との関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～	施策	(5)障害者が生きがいを持って心豊かに暮らせる社会の実現
			有	取組の方向性	①相談支援体制の充実・強化		
		寄与するKPI	有・無	指標名	—		
	堺市SDGs未来都市計画 2021-2025	施策との関連	有・無	現状値	—	目標値	—
			有	ゴール	ゴール(10)人や国の不平等をなくそう	ターゲット	10.2
			有	取組	障害者児及びその家族に対する支援		
		寄与するKPI	有・無	指標名	—		
			有	現状値	—	目標値	—

2	関連計画	第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画		
3	事業開始年度	平成 17 年度	点検対象年度（堺市基本計画2030）	令和 12 年度
4	実施根拠	独立行政法人福祉医療機構法、堺市障害者扶養共済制度条例、堺市障害者扶養共済制度条例施行規則		

事業の概要

5	事業の実施主体	本庁、各区		
6	事業の対象	障害者児（身体障害、知的障害、精神障害及びその他の障害）の保護者	対象数	単位
			－	－
7	事業の目的	障害者児の保護者の相互扶助の精神に基づき、障害者児の保護者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなった後の障害者児に年金を支給することで、障害者児の生活の安定と福祉の増進に寄与し、障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図る。		
8	事業内容	障害者児を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納め、その保護者が死亡又は身体に著しい障害を有した場合に、障害者児に対し終身一定額の年金を支給する。		
	※国・府の基準より上回って実施した内容	次の①から④について、掛金の免除をしている。 ① 生活保護世帯と非課税世帯は掛金の75/100に相当する額 ② 所得割非課税世帯は掛金の50/100に相当する額 ③ 複数の障害者児又は加入者がいる世帯は最初の加入の次にした加入に係る掛金の1/2に相当する額 及びその後にした加入に係る掛金の全額 ④ 高額所得者世帯以外は掛金の30/100に相当する額		
9	主な支出先	独立行政法人 福祉医療機構、扶養共済制度年金受給者		
10	公民連携・協働事業	－		

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

11	定性的な成果目標						
	障害者児の生活の安定及び障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減						
	当該目標を設定した理由	障害者児の生活の安定及び障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図ることが、障害者児及びその家族の福祉の増進に繋がると考えられるため。					
	目標に対する実績	制度への加入受付や年金の給付を行った。					
12	活動指標	単位		実績		目標	
	加入者数		目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		人	実績値	232	227		
			達成率	—	—		
	当該指標を選定した理由	制度に加入することで、障害者児の生活の安定及び障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図ることができると考えられるため。					
	目標値の設定根拠・算出方法	事業の性質上、数値化した目標の設定は困難であるため、目標値は設定になじまない。					

令和8年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名		障害者扶養共済制度				事業番号		011-160			
Ⅲ. 投入量											
事業コスト											
※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）											
13	財 源 内 訳	項 目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
			決算		決算		当初予算		当初予算		
		事業費（a）	95,213		101,844		107,603		107,364		
		国支出金	13,610		15,291		13,610		15,291		
		府支出金	0		0		0		0		
		市債	0		0		0		0		
		その他（福祉医療機構より保険給付金）	42,650		44,590		52,553		48,790		
		受益者負担金(使用料、手数料等)	20,056		20,518		21,698		22,341		
		一般財源	18,897		21,445		19,742		20,942		
		14	人件費（b）	2,430		2,430		2,520		2,520	
15	年間経費（c）=(a)+(b)	97,643		104,274		110,123		109,884			
事業費の内訳											
（単位：千円）											
16	事 業 費 内 訳	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		手数料（枠外）	R7	決算	0	0	障害者扶養共済弔慰金	R7	決算	750	0
			R8	予算	0	0		R8	予算	400	0
		手数料（枠）	R7	決算	17	17	障害者扶養共済脱退一時金	R7	決算	0	0
			R8	予算	17	17		R8	予算	425	0
		保険料	R7	決算	28,175	5,834		R7	決算		
			R8	予算	28,950	6,814		R8	予算		
		特別調整費	R7	決算	30,382	15,091		R7	決算		
			R8	予算	30,382	15,091		R8	予算		
		障害者扶養共済扶養年金	R7	決算	48,040	0		R7	決算		
			R8	予算	50,943	0		R8	予算		
		Ⅳ. 事業の効率性									
		単位当たり経費									
		17	①	加入者数			人	令和6年度		令和7年度	
②	上記①にかかる年間経費			千円	23,875		23,462				
③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）			円/単位	102,910		103,357				
算出についての説明等			事務費、掛金減免分、人件費のみ計上								
Ⅴ. 評価											
費用対効果に係る所見											
18	障害者扶養共済制度は、都道府県・指定都市が実施主体となり実施する必要のある制度である。また、加入者からの掛金収入と、独立行政法人福祉医療機構からの保険給付金を得て実施しているため、実質の年間経費は事務費、掛金減免分、人件費のみであり、それにより、障害者児の生活の安定及び障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図れることを考慮すると、当事業は費用対効果に見合ったものとする。										
	KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）										
19	本事業は、障害者児を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納め、その保護者が死亡又は身体に著しい障害を有した場合に、障害者児に対し終身一定額の年金を支給するものであり、障害者児の将来に対する保護者の不安の軽減を図るなど、障害者児及びその家族に対する支援に寄与している。										
	令和3年度からの実績等を踏まえた事業の必要性・有効性に係る所見（前年度の事務事業評価で点検対象年度を令和7年度とした事業のみ記載）										
20	必要性	■ 高い □ 低い	「費用対効果に係る所見」に記載のとおり、必要性・有効性が高いものとする。								
	有効性	■ 高い □ 低い									